

ボンの研究会とマーシャル先生

小野 秀誠

(1) 小都市の魅力は、通勤時間が短いことである。日本でも地方の小都市では短い。ドイツは分権的な沿革から、魅力的な小都市が多い。ボンはその典型であり、近時でも30万人程度である。再統一前に首都機能があったときでも、大差はなかったはずである。首都機能の移転したベルリンでも340万人にすぎない(大統領府のみ1994年に、その他の官庁は1999年に移転)。通勤時間が短いと、朝晩ともに有利である。緯度の関係から、冬の朝は、8時ごろ大学に出かけてもまっ暗で、夜学のようにであるが、明るくなるのを待つと遅くなるので、7時ごろでかけると、すでに車道はラッシュである。公共施設でも8時には人がいる。夏は、3時ごろから明るくなる。サマータイムには合理性がある。夜は、いったん家に帰ってから、6時とか7時ごろ、大学に戻ってくるのが容易である。研究会でも、学外者を交えて開催するものは、家で夕食を食べてから集まることになる。

以下は、1990年代の在外研究中の思い出である。ボン大学には、月1回の月例講演会(Ringvortrag)があった。夜の6時ごろから行われるものである。非公式の研究会であり、その1つに、マーシャル先生(Wolfgang Marschall von Bieberstein, 1928.8.4-2003.6.10)の紹介で出席していたことがある。必ずしも専門のテーマに限らず、広く種々のテーマをとりあげるものであり、広く知識を広めるのに格好の会合である。全大学の教授を対象とするものと(その場合のサークルは種々である)、おもに法学部関係の教授を対象とするものがあった(これも内容は種々)。

1989年のベルリンの壁の崩壊と1990年10月の再統一から間もなく、連日、東ドイツ地域の所有権の返還問題や新たな制度改革が報道されていた。講演会で聞いた公法のシーダーマイル教授(Hartmut Schiedermaier, 1936.1.16-)の報告は、東ドイツ地域の大学再建問題であった。大学の再建のために、多くの教授が西から東に通っていた時期であり、ドイツの大学・法曹教育や東ドイツの改革に興味をもっていたことから、大いに有益であった。私の興味を知られた先生は、講演会后に、ドイツ大学連盟と教育・学術省の事務局から、関連の資料をお送り下さり、これは帰国前後の研究に役立った(拙著・大学と法曹養成制度41頁、注50参照)。その当時は詳しくは存じあげなかったが、同教授は、2万5000人の大学教員の団体であるドイツ大学連盟の会長なのであった(DUZ 1992.12, S.13に写真も掲載されている)。

(2) シーダーマイル教授はケルン大学の所属であったが、住所は現在でもボンである。1936年に生まれたところも、ボンであった。ケルンはボンと26kmしか離れていないが、中世以来大司教座(選帝侯でもある)のおかれた大都市である(現在の人口は100万人)。ボンは大司教の離宮があったところにすぎず、大学もその離宮(Hof)を利用している。教授の父も、著名な法学者Gerhard Ludwig Schiedermaier(1906-1086)で

あった。祖父は、レーゲンスブルクの著名な音楽家であった(Ludwig Schiedermaier, 1876-1957)。そこで、同教授も、当初はフランクフルト(マイン)大学で、哲学や芸術を学び、のちに、法律学と哲学を学んだのである。息子のValentin Schiedermaier (1963-)もピアニストである。どちらかという、芸術家の家系ともいえる。1976年に、ザールラント大学教授となり、1983年に、ケルン大学教授となった。2001年に定年となり、1980年から2004年まで、ドイツ大学連盟の会長であり、その後は名誉会長となっている。

父(Gerhard Ludwig)は、1929年に、民法の論文で学位をえた(Das Anwendungsgebiet des § 162 BGB)。そして、1934年に、ボンで、著名な民法学者のデレ(Hans Dölle)の下で、ハビリタチオンを取得した(Vereinbarungen im Zivilprozeß)。民事法に関係が深い。ケーニヒスベルク商科大学、ケーニヒスベルク大学教授、フランクフルト(マイン)大学教授を歴任し、1971年に、定年となり、1986年に、ボンで亡くなった。弟子には、民法学者のヴォルフ(Ernst Wolf, 1914.10.26-2008.3.28, 現実の法理論で著名)のほか、Müller-Freienfels, Othmar Jauernig, Gerhard Lüke, Wolfgang Münzberg, Peter Arens, Fritz Nicklisch, Peter Gillesなど著名な学者がいる。民法・法制史のDilcher(1927.11.24-)も、学位の指導をうけている。ドイツには、親子や兄弟で学者という例が多く、検討対象としても興味深い。マーシャル先生には、ボンの民法学者のフルーメ先生(Werner Flume, 1908.9.12-2009.1.28)との関係でもお世話いただいた。フルーメ先生も100歳で亡くなって、すでに6年になる(拙稿「Werner Flumeとドイツ民法学の発展」国際商事法務37巻11号参照)。

(3) マーシャル先生自身に話を戻すと、先生は、フライブルク近郊のBuchenbachの出身で、広い農場をもっておられた(現在でもご長男が継いでいるはずである)。最初のころに、「私のHof」といわれたときには、適訳に迷ったものである。Hofには、農場、屋敷のほか宮廷、宮殿の意味がある。実質は屋敷つきの農場であるが、先生は貴族の末裔でもある。Marschallには、大臣や将軍の意味もあり、ボンのご自宅には大曾祖父(Ur-urgroßvater)の大礼服の肖像画があった。その大曾祖父が生まれた時には、まだ神聖ローマ帝国(962年-1806年)が存在していたのである。先生も歴史を感じさせる風格を備えておられた。なお、Krista夫人は、オーデル河畔のStettinの出身で、ここは、ギールケやチーテルマンの出身地でもある。

(マーシャル先生については、立ち入らないが、わがくには不当利得の類型論で名高いケメラーの弟子である(Ernst von Caemmerer, 1908.1.17-1985.6.23)。学問的な紹介としては、川井健「マーシャル先生のご逝去を悼む」ジュリ1253号184頁(2003-10-01)、また、拙稿「比較法(国際的統一法)の系譜と民法」民事法情報282号22頁参照)。